

令和 8 年 9 月 1 日
独立行政法人農畜産業振興機構

令和 8 年熊本地震によりり災された登録生産者の負担金
の納付期限の延長等について
(令和 8 年度の肉豚経営安定交付金制度)

この度の地震により被害を受けられた皆様には、心よりお見舞い申し上げます。

このことについて市町村から、令和 8 年熊本地震による畜産関連施設（6 次産業化関連施設を除く。）の被害を証明する書面の交付を受けた登録生産者におきましては、令和 8 年度第 2 四半期の負担金の納付期限を延長することができます。

延長を希望される場合は、別紙様式の裏書をご確認の上、下記の期限までに必要な手続きをお願いします。

記

納付期限延長希望申出書の提出期限：令和 8 年 9 月 3 0 日

(送付先)
〒106-8635
東京都港区麻布台2-2-1 麻布台ビル
独立行政法人農畜産業振興機構
畜産経営対策部養豚経営課
メールアドレス：nikuton-mail@alic.go.jp
(電話番号：03-3583-1150)

別紙様式

令和8年度第2四半期負担金の納付期限延長希望申出書
(令和8年熊本地震関連・令和8年度の肉豚経営安定交付金制度)

令和 年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構 理事長 殿

住所 _____

登録生産者名 _____

登録生産者ID _____

肉豚経営安定交付金交付要綱(平成30年12月21日付け30農畜機第5241号。以下「交付要綱」という。)附則51に基づく令和8年度第2四半期負担金の納付期限の延長を希望するので、関係書類を添えて下記のとおり申し出ます。

また、交付要綱附則51の規定に基づき負担金と積立金から支払われる額を相殺することについて、同意します。

記

- 1 り災日
- 2 り災内容
- 3 り災した農場(畜産関連施設)の住所

4 添付書類

市町村が交付した畜産関連施設の被害を証明する書類で以下の①～③を満たす書類

- ① り災原因が、令和8年熊本地震によるものとなっていること。
- ② り災証明書等の宛名が、本制度の登録生産者名と同一になっていること。
- ③ り災証明書等に記載されるり災(被害)物は、豚舎等の生産関連施設に限る。機械・器具、住居又は6次産業化関連施設(流通、加工、販売関連施設等)のみの被害は、対象外。

※なお、市町村が発行する被害を証明する書類について、発行の遅れ等により添付が間に合わない場合は、あらかじめご連絡をお願いします。
入手出来次第、ご提出ください。

別紙様式の裏書

提出期限等について

1 納付期限延長希望申出書の提出

提出期限：令和8年9月30日（必着）

- ※ 上記提出期限に間に合わない方は、必ず下記の送付先までご連絡ください。
- ※ 負担金の自動引落の希望者にあつては、金融機関との取決めにより納付期限延長希望申出書の受理後であっても引落しが実行される場合があります。この場合には、納付期限延長希望申出書の受理後に速やかに返還しますので、その旨ご了承ください。
- ※ 提出期限までに納付期限延長希望申出書の提出が無い場合には、納付期限の延長はありませんので、ご注意ください。

2 上記の申出書を提出した方の納付期限等の取扱い

（1）令和8年度第2四半期の納付期限

令和8年度第2四半期を含む算出期間の交付金の支払日となります。

（2）納付する負担金の額

次の頭数に交付金単価を乗じて得た額の1/4の額。ただし、令和8年度第2四半期を含む算出期間の交付金の交付がある場合には、負担金と「積立金から支払われる額」のうち負担金相当額とを相殺しますので、負担金の入金の必要はありません。なお、令和8年度第2四半期を含む算出期間の交付金の交付がない場合には、負担金の額は0円となります。

[頭数]

令和8年度の事業対象頭数のうち第2四半期の頭数（令和8年度第2四半期を含む算出期間の交付対象頭数がこれを下回る場合にあつては、交付対象頭数）

3 その他

令和8年度の事業対象頭数の変更を希望される場合は、事業対象頭数変更承認申請書（交付要綱別紙様式第6号）を併せてご提出ください。

（送付先）

〒106-8635 東京都港区麻布台2-2-1麻布台ビル

独立行政法人農畜産業振興機構 畜産経営対策部養豚経営課

メールアドレス：nikuton-mail@alic.go.jp

（電話番号：03-3583-1150）